

松本市告示第405号

松本市交通政策検討委員会設置要綱を次のように定める。

令和5年8月1日

松本市長 臥雲 義尚

松本市交通政策検討委員会設置要綱

松本市次世代交通政策検討委員会設置要綱(令和3年告示第167号)の全部を改正する。

(目的)

第1条 この要綱は、市民が地域特性に応じた適切な交通手段をかしこく選択できる移動環境及び各交通手段をシームレスにつなぐ交通体系を構築する松本市総合交通戦略の推進を図るため、松本市交通政策検討委員会(以下「委員会」という。)を設置することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事項)

第2条 委員会は、本市の交通政策について審議し、その結果を市長に提言するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員25人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

交通政策に係る国・県関係者

交通事業関係者

地域及び公共交通機関利用者代表

学識経験者

前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から2年間とする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が会議の議長となる。

(部会)

第7条 調査、研究を円滑に行うため、委員会に部会を設置することができる。

(庶務)

第 8 条 委員会の庶務は、交通部交通ネットワーク課において処理する。

(補則)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和 5 年 8 月 1 日から施行する。